

広島県営住宅管理規則及び広島県営住宅管理審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

広島県営住宅管理規則及び広島県営住宅管理審議会規則の一部を改正する規則

(広島県営住宅管理規則の一部改正)

第一条 広島県営住宅管理規則(平成十年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「条例第六条第一項に規定する」を「条例第六条第一項各号列記以外の部分の」に改め、同条第二項中「同条第一項第二号イ」の下に「及びロ」を加え、同項第一号中「公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)
第六条第五項第一号に掲げる金額」を「二十一万四千元」に、同項第二号中「令第六条第五項第二号に掲げる金額」を「十五万八千元」に、同項第三号中「住宅地区改良法施行令(昭和三十五年政令第二百二十八号)第十二条後段の規定により令第六条第五項第一号の金額を読み替えた後の金額」を「十三万九千元」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 条例第六条第二項ただし書の規定に該当する場合の改良住宅の入居者資格として同項後段の規定により読み替えられた後の同条第一項第二号ロの知事が定める金額 一万四千元

第三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めるものとする。

4 条例第六条第一項第二号イに規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が、イ、ロ又はハに掲げる障害の種類に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める程度であるもの
- イ 身体障害 第一項第二号イに規定する程度
- ロ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度
- ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

二 第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に該当する者
5 条例第六条第一項第二号イに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

二 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

三 公営住宅が公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下この号において「法」という。）第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下この号において「激甚災害法」という。）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合であつて、入居者が入居することとなる期間が法第八条第一項若しくは第三項又は激甚災害法第二十二条第一項に規定する災害の発生の日から三年を経過するまでの間である場合

第十四条第二項第一号中「第六条第一項第二号イ、ロ又はハ」を「第六条第一項第二号イ又はロ」に、「同号イ、ロ又はハ」を「同号イ又はロ」に改める。

第十五条第二項第二号中「第六条第一項第二号イ、ロ又はハ」を「第六条第一項第二号イ又はロ」に、「同号イ、ロ又はハ」を「同号イ又はロ」に改める。

（広島県営住宅管理審議会規則）

第二条 広島県営住宅管理審議会規則（昭和二十七年広島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県営住宅管理等審議会規則

第一条中「広島県営住宅管理審議会」を「広島県営住宅管理等審議会」に改める。

第二条中「県営住宅の管理」を「県営住宅等の整備及び管理」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（入居者資格の特例）

2 公営住宅の入居者がこの規則の施行日前に五十六歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満の者又はこの規則の施行日前に五十六歳以上の者である場合におけるこの規則による改正後の第三条第五項第一号の規定の適用については、同号中「入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満」とあるのは「入居者が平成二十四年四月一日前に五十六歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満の者又は平成二十四年四月一日前に五十六歳以上」とする。